

ジェネリック医薬品使用割合の 集計方法の見直しについて



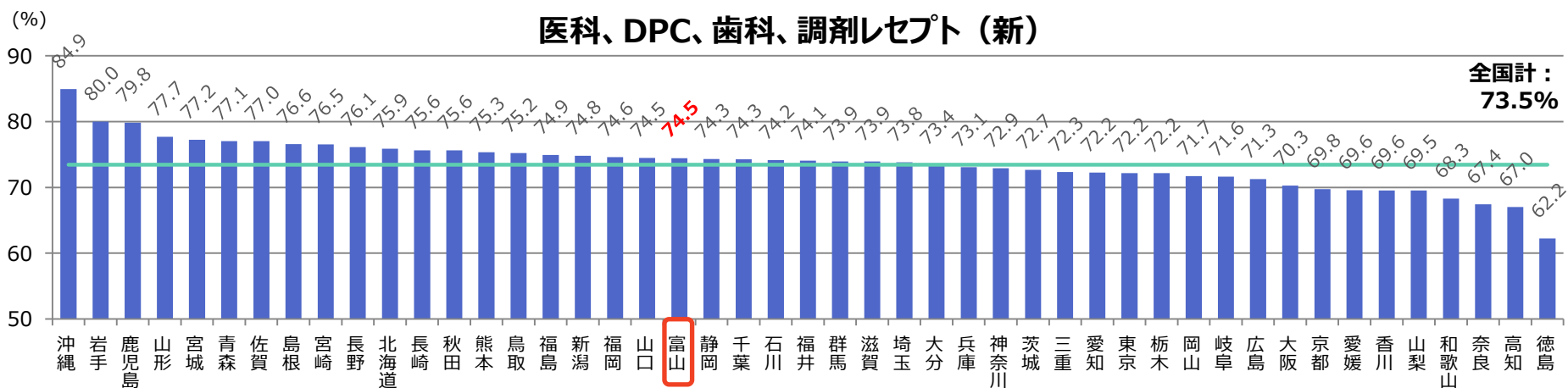
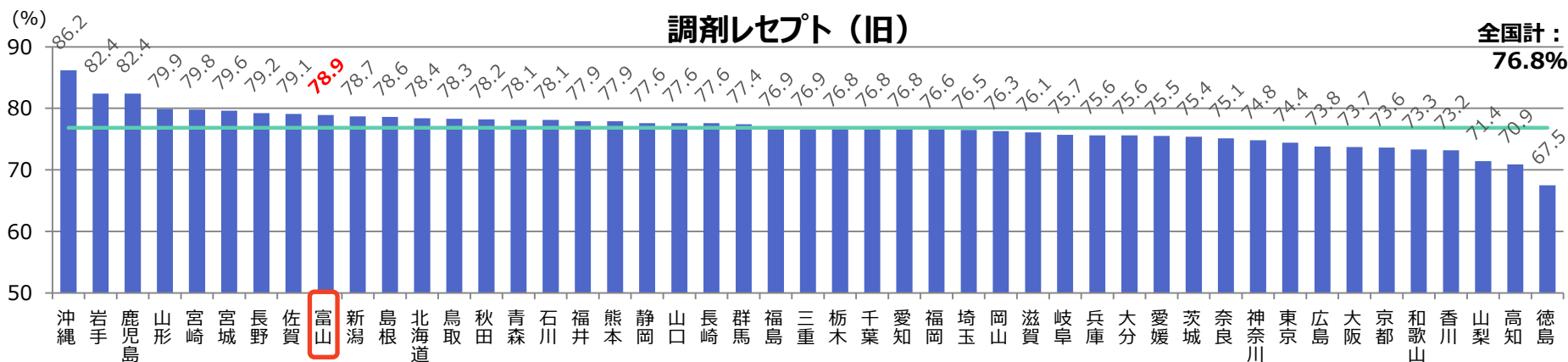
ジェネリック医薬品使用割合の集計方法の見直しについて

- 協会におけるジェネリック医薬品使用割合（以下「使用割合」という。）については、骨太の方針2017において、使用割合に係る国の目標を平成32年9月までに80%以上とされたことを踏まえ、保険者機能強化アクションプラン（第4期）において同様のKPIを設定。
- 国が目標とする使用割合は、医薬品販売業者から医療機関・薬局に販売した数量を対象としていることから、協会においても、これまでの集計で用いていた調剤レセプトのほか、医科、DPC、歯科レセプトも加えた集計方法に見直しを行う。

支部	調剤（旧）	医科、DPC、 歯科、調剤（新）	差分
01北海道	78.4	75.9	-2.5
02青森	78.1	77.1	-1.0
03岩手	82.4	80.0	-2.4
04宮城	79.6	77.2	-2.4
05秋田	78.2	75.6	-2.6
06山形	79.9	77.7	-2.2
07福島	76.9	74.9	-2.0
08茨城	75.4	72.7	-2.7
09栃木	76.8	72.2	-4.6
10群馬	77.4	73.9	-3.5
11埼玉	76.5	73.8	-2.7
12千葉	76.8	74.3	-2.5
13東京	74.4	72.2	-2.2
14神奈川	74.8	72.9	-1.9
15新潟	78.7	74.8	-3.9
16富山	78.9	74.5	-4.4
17石川	78.1	74.2	-3.9
18福井	77.9	74.1	-3.8
19山梨	71.4	69.5	-1.9
20長野	79.2	76.1	-3.1
21岐阜	75.7	71.6	-4.1
22静岡	77.6	74.3	-3.3
23愛知	76.8	72.2	-4.6
24三重	76.9	72.3	-4.6

支部	調剤（旧）	医科、DPC、 歯科、調剤（新）	差分
25滋賀	76.1	73.9	-2.2
26京都	73.6	69.8	-3.8
27大阪	73.7	70.3	-3.4
28兵庫	75.6	73.1	-2.5
29奈良	75.1	67.4	-7.7
30和歌山	73.3	68.3	-5.0
31鳥取	78.3	75.2	-3.1
32島根	78.6	76.6	-2.0
33岡山	76.3	71.7	-4.6
34広島	73.8	71.3	-2.5
35山口	77.6	74.5	-3.1
36徳島	67.5	62.2	-5.3
37香川	73.2	69.6	-3.6
38愛媛	75.5	69.6	-5.9
39高知	70.9	67.0	-3.9
40福岡	76.6	74.6	-2.0
41佐賀	79.1	77.0	-2.1
42長崎	77.6	75.6	-2.0
43熊本	77.9	75.3	-2.6
44大分	75.6	73.4	-2.2
45宮崎	79.8	76.5	-3.3
46鹿児島	82.4	79.8	-2.6
47沖縄	86.2	84.9	-1.3
全国平均	76.8	73.7	-3.1

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)



注1. 協会けんぽ(一般分)の平成30年8月診療分の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。

注4. $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。